



碧海信用金庫

大切な想いをつなぐ

相続定期預金～絆～

●お預け入れ期間・適用金利

6ヶ月もの
スーパー定期

年 **1.700%**

(税引後 年 1.354%) 〈自動継続扱い〉

1年もの
スーパー定期

年 **1.500%**

(税引後 年 1.195%) 〈自動継続扱い〉

3年もの
スーパー定期

年 **1.700%**

(税引後 年 1.354%) 〈自動継続扱い〉

最新の情報はこちらからご確認ください▶



※当金庫を通じて NCPグループ (行政書士・税理士) による有料サービスをご利用いただいた場合

上記金利にさらに年 0.300% 上乗せします。

※上記金利は初回満期日までです。初回満期日以降は満期日(継続日)のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。

●ご利用いただける方

**金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後 1 年以内に、
相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま**

※おひとり様 1 回まで

●お預け入れ金額

相続により取得した金額の範囲内で、おひとり様 5,000 万円以内

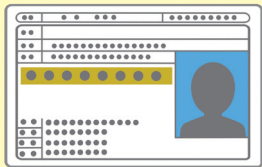
(1口 100 万円以上)

※相続により取得された不動産および有価証券等の売却資金、受取保険金を含みます。

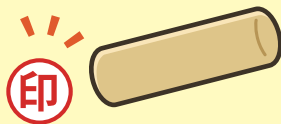


●必要書類

① 本人確認書類



② お届け印



③ ①相続人であること ②相続手続き完了時期 ③相続により取得した金額 が確認できる書類

〈例〉

- ・金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し ・被相続人名義の解約済預金通帳または計算書の写し
- ・遺産分割協議書の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し
- ・戸籍謄本の写し ・不動産売買契約書の写し ・取引報告書の写し
- ・死亡保険金請求書の写しまたは保険会社から送付される支払通知書 など

※場合によっては、複数の書類が必要となります。詳しくはお取引店舗にご確認ください。

●ご留意事項

- 本商品はへきしん窓口でのお取り扱いとなります。●定期預金通帳または総合口座の定期預金担保明細でのお取り扱いとなります。
- 他の金利上乗せ定期預金との併用はできません。
- やむを得ず中途解約される場合は、ご契約時の金利は適用されません。〈自由金利型定期預金(M型)規定によりお取り扱い致します。〉
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。
- この預金は預金保険制度の対象となります。●マル優の資格を有する方はマル優をご利用いただけます。
- 当金庫に初めてご預金される方は、ご本人を確認させていただく書類が必要となります。
- 市場動向や金利情勢などにより商品内容及び金利等を変更したり、お取り扱いを中止する場合があります。
- 店頭にて「スーパー定期」の説明書をご用意しております。詳しくは当金庫の窓口にておたずねください。

専門家による相続手続・ 戸籍収集サポートのご案内

- 仕事の休みを取って役所や銀行巡りは大変。
- まずどこに相談していいかわからない。 などなど…

お任せください!



こんなお悩み、解決できます!

戸籍(原戸籍)の収集・相続関係図の作成サービス

- 各種手続に必要な戸籍謄本等(改正原戸籍・除籍謄本)の収集
- 相続関係説明図(家系図のようなもの)の作成

報酬 **39,000円~** (税込価格 42,900円~)

※故人の兄弟が法定相続人となる場合は報酬 63,000円~(税込 69,300円~)となります

※数次・代襲相続の場合、相続人・受遺者の人数等により、別途加算料金が発生します

※役所へ支払う手数料・郵送料等の実費は別途発生します

不動産の名義変更(相続・遺贈登記)

報酬 **65,000円~** (税込価格 71,500円~)

※別途で登録免許税(固定資産評価額の0.4%または2%)が発生します

※複数の物件がある場合、法務局への申請回数が複数回となる場合には別途加算料金が発生します

※不動産の価格が1,000万円を超える場合は別途加算料金が発生します

※田畑・山林については登記とは別途、農業委員会・市区町村に届け出る必要があります その届出には、別途費用が発生します

預貯金・株式等の相続(払い戻し・名義変更)手続き

報酬 (金融機関1か所) **50,000円~** (税込価格 55,000円~)

※合計残高1,000万円を超える場合は別途加算料金が発生します

※株式・投資信託等の金融商品の調査・相続につき、特別な手続が必要となる場合には別途加算料金が発生します

遺産分割協議書の作成

報酬 **45,000円~** (税込価格 49,500円~)

※遺産の種類・数・金額・各相続人への個別発送等により加算報酬が発生する場合があります



お客様の声



「相続手続きを自分で
行った事が無かったので、
専門家に任せることが
出来て助かりました。」

(安城市 50代 男性)

「専門家に無料で
相談できるサービスが
非常に良かった。」

(岡崎市 70代 女性)

「事前に報酬が
分かったので
安心して依頼できた。」

(碧南市 60代 男性)



NCPグループ

行政書士法人NCP 司法書士法人NCP 税理士法人NCP
NCP社会保険労務士事務所 株式会社NCP相続センター

「NCP」とは
New Consulting Partner
ニュー コンサルティング パートナー
の略です

専門家へ
のご相談は
無料
です。

専門家による相続手続・戸籍収集サポートに関しましては、
右記二次元コードよりご来店予約の上、店頭でお問い合わせください。



へきしん 来店予約



裏面もご覧ください